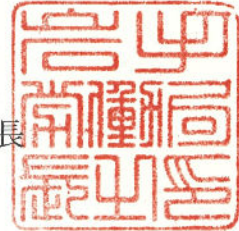


岩労発基 0615 第 7 号
令和 8 年 6 月 1 5 日

(別記) 関係機関・団体 各位

岩手労働局長



令和 7 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

労働行政の運営につきまして、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴機関・団体におかれましては「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の推進にご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策につきましては、令和 8 年 3 月 26 日付け岩労発基 0326 第 12 号「令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところですが、今般、厚生労働省において別添のとおり「令和 7 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」の資料を取りまとめました。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、各業種における熱中症の発生状況等もご参考としていただきながら、令和 7 年に施行された熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則に加え、令和 8 年 3 月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」について、引き続き会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防のための取組が的確に行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

